

# 熊本市がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付することで、危険住宅からの移転を促進します。

## 事業対象住宅（危険住宅）

(1) から (3) のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅※1、又は (1) から (5) までのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、県知事又は市長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から 6 月を経過している住宅に限る。

(1) 「災害危険区域」 建築基準法に基づき県又は市町村が条例で指定

熊本市においては熊本市建築基準条例により急傾斜地崩壊危険区域としています。

(2) 「がけ条例により建築を制限している区域」 ※2

建築基準法に基づき熊本市建築基準条例により建築を制限している区域

(3) 「土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）」

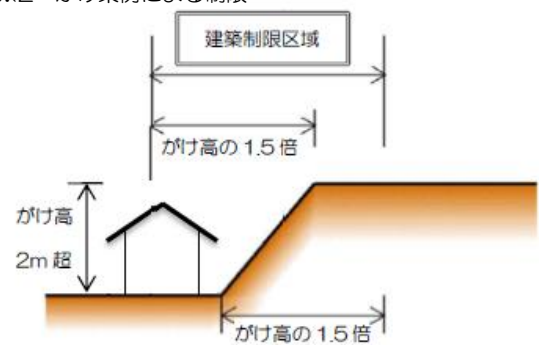
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、(3) に掲げる区域に指定される見込みのある区域

(5) 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた地域

※1 法令の施行又は適用時に現存し、又は工事中の住宅で、これらの規定に適合しないものをいい、法令の適用後に建築された住宅で規定に適合しない「違反建築物」とは異なります。

※2 がけ条例による制限



## 事業主体

・熊本市

## 補助金交付要件

・これまで住んでいた住宅を除却すること

## 補助対象経費・補助限度額

経費	経費の内容	補助限度額
除却等費	危険住宅の撤去、動産の移転、仮住居、跡地整備費等に要する経費	1戸当たり97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（土地取得含む）及び改修をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%限度）に相当する額の経費	1戸当たり421万円 (建物325万円、土地96万円)

※なお、要綱改正に伴い、移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。

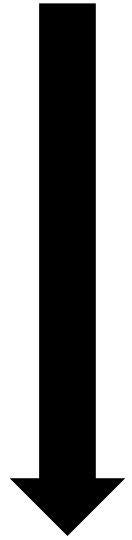
補助金申請手続きの流れ

事前協議



- 補助額、補助要件、手続きなど熊本市建築指導課までお問い合わせください。
- 移転事業実施計画を熊本市建築指導課と協議し作成していただきます。

補助金の交付申請

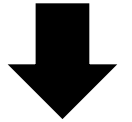


次の申請書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）      (2) 移転事業実施計画書（様式あり）
- (3) 危険住宅及び移転先住宅の位置図、案内図、配置図、平面図、現況写真
- (4) 移転元の敷地断面図、簡易測量写真（移転先にもがけがある場合は、移転先の敷地断面図）
- (5) 移転元及び移転先の登記事項証明書（土地・建物）及び字図
- (6) 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し（本籍、続柄入り）
- (7) 危険住宅の所有者の本都市税の滞納がないことを証明する書類（申請日から3月以内に交付されたもの）
- (8) 補助対象経費に係る見積書等の写し（金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表含む）
- (9) 資金計画書（様式あり）      (10) 誓約書（様式あり）      (11) 実施設計書（工事施工の場合）
- (11) 移転先住宅が省エネ基準に適合していることが確認できる書類（移転先住宅が新築の場合）
- (12) その他市長が必要と認める書類

※熊本地震により公費解体する場合は、公費解体決定通知書及び完了通知書の写しをご提出ください。

補助金の交付決定






- 市から補助金の交付決定について通知します。
- 交付決定通知書が届いてから除却や建設・購入・改修に関する契約を結んでください。
- 跡地管理誓約書（様式第3号）を提出してください。

移転先住宅建設・  
購入、危険住宅の  
除却の実施



- 年度内に完了するよう移転事業を実施してください。年度内の移転事業の完了が困難な場合は、すみやかに完了期日変更報告書（様式第9号）にて報告し、指示を受けてください。
- 移転計画を変更しようとする場合は、予め相談の上、申請書等を提出してください。
  - 補助金の額の変更      ⇒    交付変更申請書（様式第4号）
  - 補助金額以外の変更    ⇒    内容変更承認申請書（様式第5号）
  - 移転の廃止・中止      ⇒    廃止（又は中止）承認申請書（様式第6号）

<p><b>移転事業完了報告</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月末までに市の竣工検査が必要なため、移転先住宅の完了検査等は、お早めにお手続きください。</li> <li>・移転事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)実績報告書（様式第10号）      (2)補助金精算調書（様式あり）</li> <li>(3)危険住宅及び移転先住宅の着工前及び竣工後の写真</li> <li>(4)移転先住宅の配置図、各階平面図</li> <li>(5)移転に要した費用を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危険住宅の除却等に係る契約書の写し</li> <li>イ 危険住宅の除却等に要した経費の請求書又は領収書</li> <li>ウ 移転先住宅の建設・購入・改修に係る契約書の写し</li> <li>エ 移転先住宅の建設・購入・改修に要した経費の請求書又は領収書</li> <li>オ 移転先住宅の建設・購入・改修資金を借入れた金融機関等との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書（様式あり）及び当該機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表</li> </ul> </li> <li>(6)移転後の登記事項証明書（土地・建物）      (7)移転後の世帯全員の住民票の写し</li> <li>(8)移転先住宅の検査済証の写し（建築基準法第7条）又は同等と認められる書類</li> </ul> </div>
<p><b>移転事業の審査及び補助金額の確定</b></p> 	<p>市で、移転事業が適正に実施されたか審査・確認後、補助金額を確定し通知します。</p>
<p><b>補助金の請求</b></p> 	<p>確定通知が届いたら、請求書（様式第12号）で、市へ補助金を請求してください。</p>
<p><b>補助金の交付</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から指定された口座へ、おおむね1ヶ月以内に補助金が振り込まれます。</li> <li>・実績報告時に、補助対象経費のうち事業者へ未払いの費用があり、支払いが完了した場合は、すみやかに領収書の写しを提出してください。</li> </ul>

**<お問い合わせ先> 熊本市役所 都市建設局 都市政策部 建築指導課**

電話番号 096-328-2513      FAX 096-351-2182

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1      メール：kenchikushidou@city.kumamoto.lg.jp